

エ 環境基準の類型指定状況

(ア) 河川

あてはめ 水域名	設定の種類 及び年月日	見直しの状況	該当類型 及び達成期間	地点統 一番号	環 境 基 準 地 点	範 囲	備 考
宇治川(1)	閏45.9.1		A八	1-1	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇治川(2)	"		B八	2-1	淀川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂川上流	"		Aイ	3-1	渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。
桂川下流(1)	"		Bイ	4-1	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	"	見直し (府8.3.29)	B口	5-1	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	"	見直し (府53.3.24)	A口	20-1	出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	"	見直し (府53.3.24) (府8.3.29)	Aイ	21-1	三条大橋	高野川合流点から勸進橋まで	勸進橋を含む。
鴨川下流	"	見直し (府8.3.29)	B八	7-1	京川橋	勸進橋より下流	
木津川(2)	環47.11.6		A口	8-1	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木津川(3)	"		Aイ	9-1 9-2 9-3	恭仁大橋 恭水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	府49.4.1		AAイ	10-1	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	"		Aイ	11-1 11-2 11-3 11-4 11-5	山家橋 以久橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野田川	府51.7.20		A口	12-1 12-2	六反田橋 堂谷橋	全域	
竹野川	府52.3.25		B八	13-1	荒木野橋	全域	
小畑川上流	府53.3.24		C口	14-1	京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市境界点を含む。
小畑川下流	"	見直し (府8.3.29)	C口	15-1	小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大谷川	"		E口	16-1	二ノ橋	全域	
高野川上流	"		AAイ	17-1	三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	"	見直し (府8.3.29)	Aイ	18-1	河合橋	花園川合流点より下流	
清滝川	"		AAイ	19-1	落合橋	全域	
田原川	府8.3.29		A口	22-1	蛭橋	全域	
弓削川	"		Aイ	23-1	寺田橋	全域	
園部川	"		A八	24-1	神田橋	全域	
犬飼川	"		B口	25-1	並河橋	全域	
有栖川	"		B八	26-1	梅津新橋	全域	
天神川	"		B八	27-1	東海道本線下	全域	
和束川	"		Aイ	28-1	菜切橋	全域	
棚野川	"		Aイ	29-1	和泉大橋	全域	
高屋川	"		Aイ	30-1	黒瀬橋	全域	
上林川	"		Aイ	31-1	五郎橋	全域	
八田川	"		Aイ	32-1	八田川橋	全域	
犀川	"		Aイ	33-1	小貝橋	全域	
土師川	"		Aイ	34-1	土師橋	全域	
牧川	"		Aイ	35-1	天津橋	全域	
宮川	"		Aイ	36-1	宮川橋	全域	
伊佐津川	"		Aイ	37-1	相生橋	全域	
河辺川	"		Aイ	38-1	第一河辺川橋	全域	
大手川	"		A口	39-1	京口橋	全域	
福田川	"		Aイ	40-1	新川橋	全域	
宇川	"		Aイ	41-1	宇川橋	全域	
佐濃谷川	"		A八	42-1	高橋橋	全域	

(注) 1 設定の種類及び年月日、見直しの状況：「閏」は閣議決定、「環」は環境庁告示、「府」は京都府告示
 2 達成期間：「イ」は直ちに達成、「口」は5年以内で可及的速やかに達成、「八」は5年を越える期間で可及的速やかに達成